

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「パートナーズ FXnano 取引ガイド」

改訂日：平成30年4月14日改訂

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>P.2～P.3</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、<u>株式会社三菱東京UFJ</u>銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）、ステート・ストリート銀行（ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務）、360T（ドイツ連邦金融監督所監督下での金融商品取引業者）のいずれかとの間でカバー取引を行っております</p> | <p>P.2～P.3</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、(行名変更) <u>株式会社三菱東京UFJ</u>銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）、ステート・ストリート銀行（ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務）、360T（ドイツ連邦金融監督所監督下での金融商品取引業者）(追加1先)ファストマッチ（監督官庁なし、ECN）のいずれかとの間でカバー取引を行っております</p> |

す。

P.3~P.4

I 企業概要

<商号>

株式会社 マネーパートナーズ

<本社>

〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木
グランドタワー33 階

<代表取締役社長>

奥山 泰全

<資本金>

31 億円 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

<設立年月日>

平成 20 年 5 月 9 日

<主取引銀行>

みずほ銀行、三井住友銀行、~~(行名変更)~~ 三菱東京UFJ
銀行

<加入協会>

日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

~~(削除) (対象事業者となっている認定投資者保護団体
はありません。)~~

~~(削除) <苦情受付窓口>~~

~~当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けてお
ります。~~

~~コールセンター~~

~~受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～
金曜日 7：30 から 23：00 まで~~

~~受付方法：電話 (0120-860-894) または E メール
(info@moneypartners.co.jp)~~

~~お客様相談室~~

~~受付時間：月曜日から金曜日 (祝日を除く) 9：00 か~~

P.3~P.4

I 企業概要

<商号>

株式会社 マネーパートナーズ

<本社>

〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木
グランドタワー33 階

<代表取締役社長>

奥山 泰全

<資本金>

31 億円 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

<設立年月日>

平成 20 年 5 月 9 日

<主取引銀行>

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行

<加入協会>

日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

(対象事業者となっている認定投資者保護団体はあり
ません。)

<苦情受付窓口>

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けてお
ります。

コールセンター

受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～
金曜日 7：30 から 23：00 まで

受付方法：電話 (0120-860-894) または E メール
(info@moneypartners.co.jp)

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日 (祝日を除く) 9：00 か

ら 17 : 00

受付方法 : 電話 (03-4540-3811)

< 苦情処理措置および紛争解決措置 >

苦情処理・紛争解決について、お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)

電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

URL : <https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

< 事業内容 >

当社は、金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者です。

主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引、有価証券関連業及び

これに付随する一切の業務を行っております。

< 登録番号 >

関東財務局長 (金商) 第 2028 号

~~ら 17 : 00~~

~~受付方法 : 電話 (03-4540-3811)~~

~~< 苦情処理措置および紛争解決措置 >~~

~~苦情処理・紛争解決について、お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。~~

~~特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)~~

~~電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)~~

~~URL : <https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>~~

~~東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館~~

~~大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル~~

< 事業内容 >

当社は、金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者です。

主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引、有価証券関連業及び

これに付随する一切の業務を行っております。

< 登録番号 >

関東財務局長 (金商) 第 2028 号

(追記)

< 苦情受付窓口 >

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

コールセンター

受付時間 : 月曜日 7 : 00 から 23 : 00 まで、火曜日 ~ 金曜日 7 : 30 から 23 : 00 まで

受付方法 : 電話または E メールで受付をしております。

電話番号 : 0120-860-894

E メール : info@moneypartners.co.jp

お客様相談室

受付時間 : 月曜日から金曜日 (祝日を除く) 9 : 00 から 17 : 00

受付方法：電話で受付をしております。

電話番号：03-4540-3811

<苦情処理措置および紛争解決措置～金融 ADR 制度のご案内～>

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で

簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の

指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

※祝日を除く

URL：<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

P.9～P.10

9. 取引単位・証拠金・入出金

(1) 取引単位

パートナーズFXnano では各通貨 100 を最低単位とし、取引するために最低必要な建玉必要証拠金は、各通貨ペア毎に下記の表の金額が適用されます。お客様が行うことができる取引の金額は、最大で建玉必要証拠金の約 25 倍となります。

P.9～P.10

9. 取引単位・証拠金・入出金

(1) 取引単位

パートナーズFXnano では各通貨 100 を最低単位とし、取引するために最低必要な建玉必要証拠金は、各通貨ペア毎に下記の表の金額が適用されます。お客様が行うことができる取引の金額は、最大で建玉必要証拠金の約 25 倍となります。

◎建玉必要証拠金金額 (平成 29 年 5 月 27 日現在) 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額

※EUR/USD、EUR/AUD、EUR/GBP につきましては EUR/JPY の建玉必要証拠金が、GBP/USD、GBP/AUD につきましては GBP/JPY の建玉必要証拠金が、AUD/USD、AUD/NZD につきましては AUD/JPY の建玉必要証拠金が、NZD/USD につきましては NZD/JPY の建玉必要証拠金が適用されます。

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額は、取引画面内に毎営業日表示されますのでご確認ください。

| | |
|--|---------------------|
| 各通貨ペア (ZAR/JPY、MXN/JPN 以外) の前営業日終値 (BID) | 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| 120 円以上 下記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 20 円ずつ加算されます。 | |
| 115 円以上 120 円未満 | 480 円 |
| 110 円以上 115 円未満 | 460 円 |
| 105 円以上 110 円未満 | 440 円 |
| 100 円以上 105 円未満 | 420 円 |
| 95 円以上 100 円未満 | 400 円 |
| 90 円以上 95 円未満 | 380 円 |
| 85 円以上 90 円未満 | 360 円 |
| 85 円未満 上記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 20 円ずつ減算されます。 | |
| ZAR/JPY、MXN/JPY | 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| ZAR/JPY、MXN/JPY | 100 円 |

※各通貨ペアの建玉必要証拠金額はボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更させていただく場合があります。

◎法人のお客様の建玉必要証拠金金額

法人名義にてパートナーズFXnano 口座を開設された場合には「法人コース」でのお取引となります。法人コースの建玉必要証拠金金額は、通常下記の表のとおりです。ただし、下記の表の建玉必要証拠金金額と比べて、一般社団法人金融先物取引業協会から週次で公表される通貨ペアごとの為替リスク想定比率に取引

◎建玉必要証拠金金額 (変更) (平成 30 年 4 月 14 日現在) 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額

※EUR/USD、EUR/AUD、EUR/GBP につきましては EUR/JPY の建玉必要証拠金が、GBP/USD、GBP/AUD につきましては GBP/JPY の建玉必要証拠金が、AUD/USD、AUD/NZD につきましては AUD/JPY の建玉必要証拠金が、NZD/USD につきましては NZD/JPY の建玉必要証拠金が適用されます。

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額は、取引画面内に毎営業日表示されますのでご確認ください。

| | |
|--|---------------------|
| 各通貨ペア (削除) ZAR/JPY、MXN/JPN 以外 の前営業日終値 (BID) | 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| 120 円以上 下記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 20 円ずつ加算されます。 | |
| 115 円以上 120 円未満 | 480 円 |
| 110 円以上 115 円未満 | 460 円 |
| 105 円以上 110 円未満 | 440 円 |
| 100 円以上 105 円未満 | 420 円 |
| 95 円以上 100 円未満 | 400 円 |
| 90 円以上 95 円未満 | 380 円 |
| 85 円以上 90 円未満 | 360 円 |
| 85 円未満 上記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 20 円ずつ減算されます。(追記) ※下限は 100 円となります。 | |
| (削除) ZAR/JPY、MXN/JPY | 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| ZAR/JPY、MXN/JPY | 100 円 |

※各通貨ペアの建玉必要証拠金額はボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更させていただく場合があります。

◎法人のお客様の建玉必要証拠金金額

法人名義にてパートナーズFXnano 口座を開設された場合には「法人コース」でのお取引となります。法人コースの建玉必要証拠金金額は、通常下記の表のとおりです。ただし、下記の表の建玉必要証拠金金額と比べて、一般社団法人金融先物取引業協会から週次で公表される通貨ペアごとの為替リスク想定比率に取引

の額を乗じて得た額の方が大きい場合には、為替リスク想定比率に取引の額を乗じて得た額（10円未満切り上げ）が建玉必要証拠金金額となります。そのため、法人のお客様が行うことができる取引の金額は、最大で建玉必要証拠金の約25倍となります。

※為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出される比率のことで、

※EUR/USD、EUR/AUD、EUR/GBPにつきましてはEUR/JPYの建玉必要証拠金が、GBP/USD、GBP/AUDにつきましてはGBP/JPYの建玉必要証拠金が、AUD/USD、AUD/NZDにつきましてはAUD/JPYの建玉必要証拠金が、NZD/USDにつきましてはNZD/JPYの建玉必要証拠金が適用されます。

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額は、取引画面内に毎営業日表示されますのでご確認ください。

| | |
|--|--------------------|
| 各通貨ペア（ZAR/JPY、MXN/JPN以外）の前営業日終値（BID） | 100通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| 120円以上 下記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が20円ずつ加算されます。 | |
| 115円以上 120円未満 | 480円 |
| 110円以上 115円未満 | 460円 |
| 105円以上 110円未満 | 440円 |
| 100円以上 105円未満 | 420円 |
| 95円以上 100円未満 | 400円 |
| 90円以上 95円未満 | 380円 |
| 85円以上 90円未満 | 360円 |
| 85円未満 上記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が20円ずつ減算されます。 | |
| ZAR/JPY、MXN/JPN | 100通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| ZAR/JPY、MXN/JPN | 100円 |

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額はボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更させていただく場合があります。

の額を乗じて得た額の方が大きい場合には、為替リスク想定比率に取引の額を乗じて得た額（10円未満切り上げ）が建玉必要証拠金金額となります。そのため、法人のお客様が行うことができる取引の金額は、最大で建玉必要証拠金の約25倍となります。

※為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出される比率のことで、

※EUR/USD、EUR/AUD、EUR/GBPにつきましてはEUR/JPYの建玉必要証拠金が、GBP/USD、GBP/AUDにつきましてはGBP/JPYの建玉必要証拠金が、AUD/USD、AUD/NZDにつきましてはAUD/JPYの建玉必要証拠金が、NZD/USDにつきましてはNZD/JPYの建玉必要証拠金が適用されます。

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額は、取引画面内に毎営業日表示されますのでご確認ください。

| | |
|---|-------------------------------|
| 各通貨ペア (削除) ZAR/JPY、MXN/JPN 以外 の前営業日終値（BID） | 100通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| 120円以上 下記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が20円ずつ加算されます。 | |
| 115円以上 120円未満 | 480円 |
| 110円以上 115円未満 | 460円 |
| 105円以上 110円未満 | 440円 |
| 100円以上 105円未満 | 420円 |
| 95円以上 100円未満 | 400円 |
| 90円以上 95円未満 | 380円 |
| 85円以上 90円未満 | 360円 |
| 85円未満 上記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が20円ずつ減算されます。 (追記) ※下限は100円となります。 | |
| (削除) ZAR/JPY、MXN/JPN | 100通貨あたりの建玉必要証拠金金額 |
| ZAR/JPY、MXN/JPN | 100円 |

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額はボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更させていただく場合があります。

P.11～P.12

11. 自動決済（自動ロスカット）

パートナーズFXnanoでは、一定の間隔での時価評価によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率（純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率）が100%以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉の一部もしくは全てを成行注文にて処分致します。ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。

証拠金維持率100%以下の場合： レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。

証拠金維持率100%超の場合： 残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。

ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。パートナーズFXnanoでは、純資産評価額が建玉必要証拠金の140%及び120%を下回ると、それぞれプレアラーム通知・アラーム通知と称して、ご登録いただいているメールアドレスに通知メールを送信させていただいております。なお、プレアラーム通知・アラーム通知はそれぞれ1日1回のみでの送信となります。

また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる

P.11～P.12

11. 自動決済（自動ロスカット）

パートナーズFXnanoでは、一定の間隔での時価評価によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率（純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率）が100%以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉の一部もしくは全てを成行注文にて処分致します。ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全てを成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。

証拠金維持率100%以下の場合： レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。

証拠金維持率100%超の場合： 残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。

ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。パートナーズFXnanoでは、純資産評価額が建玉必要証拠金の140%及び120%を下回ると、それぞれプレアラーム通知・アラーム通知と称して、ご登録いただいているメールアドレスに通知メールを送信させていただいております。なお、プレアラーム通知・アラーム通知はそれぞれ1日1回のみでの送信となります。

また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる

| | |
|---|---|
| <p>る場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金以上の厚めの預託をお勧めしています。なお「証拠金維持率 100%以下」が自動ロスカットの発動ルールのため、必要証拠金と同額の預託金しかご入金されていない場合は、新規建玉が成立した瞬間に自動ロスカットが発動しますので、ご注意ください。</p> | <p>る場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金 (訂正) 以上の厚めの預託をに余裕のあるお取引を お勧めしています。なお「証拠金維持率 100%以下」が自動ロスカットの発動ルールのため、必要証拠金と同額の預託金しかご入金されていない場合は、新規建玉が成立した瞬間に自動ロスカットが発動しますので、ご注意ください。</p> |
| <p>パートナーズ FXnano 取引ガイド改訂記録 (追記)</p> | <p>パートナーズ FXnano 取引ガイド改訂記録 <u>平成 30 年 4 月 14 日改訂</u></p> |

以上